

青森市市税条例（平成十七年条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一から八まで [略]</p> <p>九 <u>所得税法第七十八條第二項第四号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>十 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第四十六條 [略]</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一から八まで [略]</p> <p>九 <u>所得税法第七十八條第三項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>十 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第四十六條 [略]</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。_____</p>

改正後	改正前
<p><u>免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 第一項の規定により <u>市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には</u> <u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第六十二条 法第三百四十八条第二項第九号、第九号の二若しくは第十二号の固定資産又は同項第十六号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第一百五十二条第五項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者、令第四十九条の十第一項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 第一項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合に<u>おいては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第六十二条 法第三百四十八条第二項第九号、第九号の二若しくは第十二号の固定資産又は同項第十六号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一号及び第二号に、家屋については第三号及び第四号に、償却資産については第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第六十四条第四項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関の開設者、令第四十九条の十第一項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法</p>

改正後	改正前
<p>人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一から五まで 〔略〕</p> <p>（固定資産税の減免）</p> <p>第八十条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一から五まで 〔略〕</p> <p>（固定資産税の減免）</p> <p>第八十条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第一号イに該当する固定資産（市内に住所を有する者が所有するものに限る。）又は同項第二号に該当する固定資産として固定資産税の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度におけ</u></p>

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 第一項の規定により <u>固定資産税の減免</u>を受けた者は、その理由が消滅した場合に<u>は</u> _____、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第百四十一条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により <u>特別土地保有税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定により <u>特別土地保有税の減免</u>を受けた者は、その理由が消滅し、又はその理由に変更を生じた場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第百五十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び</p>	<p><u>る固定資産税の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。</u></p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 第一項の規定によって<u>固定資産税の減免</u>を受けた者は、その理由が消滅した場合に<u>おいては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第百四十一条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定によって<u>特別土地保有税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定によって<u>特別土地保有税の減免</u>を受けた者は、その理由が消滅し、又はその理由に変更を生じた場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第百五十九条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第二項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び</p>

改正後	改正前
<p>世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十四万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十四万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十四万円</u>を超える場合には、<u>二十四万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>二十九万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎</p>	<p>世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十二万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十二万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十二万円</u>を超える場合には、<u>二十二万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>二十九万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎</p>

改正後	改正前
<p>課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>（２） 特定世帯 六千百八十円</p> <p>（３） 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>（２） 特定世帯 千九百二十円</p> <p>（３） 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二</p>	<p>課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>（２） 特定世帯 六千百八十円</p> <p>（３） 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>（２） 特定世帯 千九百二十円</p> <p>（３） 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">百七十円</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十四万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p style="padding-left: 2em;">（2） 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p style="padding-left: 2em;">（3） 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p style="text-align: center;">百七十円</p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十三万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p style="padding-left: 2em;">（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p style="padding-left: 2em;">（2） 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p style="padding-left: 2em;">（3） 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正後	改正前
<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>(2) 特定世帯 七百六十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>[削除]</p> <p><u>（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控</u></p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>(2) 特定世帯 七百六十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第十一条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>除額等の特例)</u></p> <p><u>第十二条の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十九条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第十九条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第一項の規定は、令和六年度分の第二十</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>七条第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十八条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」</u>として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2から12まで 〔略〕</p> <p><u>13 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、七分の六とする。</u></p> <p><u>14 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</u></p> <p><u>15 法附則第十五条第二十五項第三号ロに</u></p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」</u>として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2から12まで 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>13 法附則第十五条第二十五項第二号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</u></p> <p><u>14 法附則第十五条第二十五項第二号ロに</u></p>

改正後	改正前
<p>規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第十五条第二十五項第四号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第十五条第二十五項第四号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>19</u> 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>20</u> 〔略〕</p> <p>〔削除〕</p> <p><u>21</u> 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p><u>22</u> 法附則第十五条第三十七項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p><u>23</u> 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>24</u> 〔略〕</p> <p><u>25</u> 〔略〕</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3</u> 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提</p>	<p>規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>19</u> 〔略〕</p> <p><u>20</u> 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p><u>21</u> 法附則第十五条第三十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p><u>22</u> 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>23</u> 〔略〕</p> <p><u>24</u> 〔略〕</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

改正後	改正前
<p><u>出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>4</u> 〔略〕</p> <p><u>5</u> 〔略〕</p> <p><u>6</u> 〔略〕</p> <p><u>7</u> 〔略〕</p> <p><u>8</u> 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から七まで 〔略〕</p> <p><u>9</u> 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>3</u> 〔略〕</p> <p><u>4</u> 〔略〕</p> <p><u>5</u> 〔略〕</p> <p><u>6</u> 〔略〕</p> <p><u>7</u> 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第八項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から七まで 〔略〕</p> <p><u>8</u> 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>10</u> 法附則第十五条の九の二第一項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十一项各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>11</u> 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>12</u> 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十七項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から五まで 〔略〕</p> <p><u>13</u> 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋</p>	<p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>9</u> 法附則第十五条の九の二第一項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十项各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>10</u> 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十一项各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p><u>11</u> 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第七条第十六項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>一から五まで 〔略〕</p> <p><u>12</u> 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋</p>

改正後	改正前
<p>に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十八項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 施行規則附則第七条第十八項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>六 〔略〕</p> <p>1.4 〔略〕</p> <p>（令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例）</p> <p>第二十三条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第十七条の二第二項に規定する金</p>	<p>に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十七項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 施行規則附則第七条第十七項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>六 〔略〕</p> <p>1.3 〔略〕</p> <p>（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）</p> <p>第二十三条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第十七条の二第二項に規定する金</p>

改正後	改正前
<p><u>和七年度適用土地又は令和七年度類似適用土地</u>であって、<u>令和八年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第十七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p><u>和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地</u>であって、<u>令和五年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第十七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>